

令和3年度 “赤い羽根”みんなのしあわせ助成事業 申請書

申請日→

令和

年

月

日

社会福祉法人焼津市社会福祉協議会会長 様

助成希望団体名	名 称 代表者名 (印)
所 在 地	〒 — 焼津市 TEL : — FAX : — — <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>■代表者住所 ■主たる活動場所、事業所 (地域ふれあいサロンの開催場所等)</p> </div>
連絡先	〒 — 焼津市 電話番号: — — 担当者名: <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>■申請者の住所を記入。 ■問い合わせ先になります。</p> </div>

みんなのしあわせ助成事業助成金を受けたく、関係書類を添えて申請いたします。

記

金額は、① = ② (二枚目)

助成希望額 40,000円(千円未満切捨て) =①

添付書類

※ボランティアグループはパンフレット等でも可。会則の作成方法は、別紙参照。

1. 会則や規約、事業計画等、団体や活動の様子が分かる資料(自治会・町内会は不要)
 2. 機器整備の場合は、見積書、カタログの写し
※見積書は、可能な限り焼津市内の業者に依頼し、2社以上からとってください。
 3. 必要に応じて現状写真。(現状のものを買替える場合等)
- 上記以外に、本会が必要と認めた資料を提出いただく場合があります。

注意：本申請書及び添付書類の内容は、個人名を除き一覧表を作成し審査資料として利用します。
本申請書及び添付書類は、情報公開の対象となります。(ホームページを含む。)

提出期限 (締切り)：令和3年5月31日 (月) 午後5時 ※必着

申請する事業の計画

申請事業名	■機器整備費の場合は、(〇〇整備事業)			事業	
現状 ・今問題になっていること					
申請事業の内容	■機器整備費の場合は、機器名と台数をお書きください。				
効果 ・事業を実施することで良くなること	■次の言葉を参考に使用して下さい。(交流・楽しみ・安心・安全・社会・仲間づくり・つながり・理解・相互・地域・住民・学ぶ・知る・支援・体験・生活・意欲・友愛・孤独・把握・情報交換・連帯感・一緒に・ネットワーク)				
対象者	<input type="checkbox"/> 市民全般 <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 障害者	<input type="checkbox"/> 児童青少年 <input type="checkbox"/> その他 ()	人		
開催日時	■予定で可です。 ■機器整備費の場合は、不要です。				
開催場所 (設置場所)	■予定で可です。				
資金計画 ・助成希望額は、総額の <u>80%以内(上限 10万円)</u> です。		経費の内訳 ・事業費の場合は、 <u>概算金額</u> でご記入下さい。 ・機器整備費の場合は、 <u>品名</u> をご記入下さい。消費税も対象です。			
項目	金額		経費項目・品名	金額	
助成希望額 (千円未満切り捨て)	②→40 000円		レクリエーション道具	50	000円
収益金(参加費等)	円				円
その他(自己資金)	10 000円				円
事業費総額	(ア) 50 000円		合計	(イ) 50	000円
■(ア)=(イ)です。					

■書式のデータが必要な場合は事務局へお問合せいただくか、ホームページ、ブログコーナーからダウンロードが可能です。

社協使用欄	対象事業区分	過去助成歴	その他

市民活動団体会則（例）「簡易版」

この会則は、市民活動団体の発足にあたり形式的に会則を作成して、活動を開始しようとするときの参考として例示したものですので、これを参考に団体の実情にあった会則をお作りください。

制定 平成〇年〇月〇日

〇〇〇〇〇〇会 会則

（名称及び事務局）

第1条 本会は〇〇〇〇〇〇会（以下「会」という。）と称し、事務局を（〇〇町〇〇番地に置く・会長の自宅に置く）。

（区域）

第2条 会の対象区域は、亀山市及び周辺区域とする。

（目的）

第3条 会は、会は、会員相互に協力し、〇〇を〇〇することで、住みよい魅力あるまちづくりを推進することを目的とする。

（活動内容）

第4条 会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行うものとする。

- (1) 〇〇に関する検討活動
- (2)

（会員）

第5条 会の会員は、第2条に定める区域内において、居住するか勤務する者、事業活動を営む者、又は地域で、まちづくりの活動を行う者を対象者とし、会への入会、脱会は妨げないものとする。

（役員を選任）

第6条 会に、会長、副会長、会計の役員を置く。

2 役員は、会員の互選によって定める。

（細則の制定）

第7条 本会則施行のため必要な細則は、会員の総意によって定める。

（総会）

第8条 総会は、年一回会長が招集し、その総会において、出席した会員の中から議長を選出する。

（会費）

第9条 会費は、会員1人につき、年額〇〇〇〇円とする。

附 則

この会則は、平成〇年〇月〇日から施行する。

〇〇会要覧（例）

団体名	
代表者	
連絡先	〒 焼津市 Tel Fax
活動内容 (活動目的・主な活動)	
活動拠点 (建物名・住所)	〒 焼津市
立ち上げ日	平成 年 月 日
構成員	ボランティア 人